

令和7年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月13日(火) 午後1時30分から午後3時11分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田淵 緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員	11番	河毛 早苗
〃	2番	中村 精	〃	12番	長束 真帆
〃	3番	山田 準二	〃	13番	藏内 敏博
〃	4番	砂川 重雄			
〃	5番	建部 憲二	〃	15番	柳田 和廣
〃	7番	小林 照美	〃	16番	竹森 潔
〃	9番	小林 光徳	〃	17番	福安 修
〃	10番	下田 義男	〃	19番	川上 信温

4. 欠席委員 (1名)

委員	14番	石谷 隆
----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 16名)

旧市	川島 忍	国府町	福田 克彦
〃	太田 忍	福部町	平林 秀庸
邑美	有本 知勝	〃	谷口 泰彦
高草	内田 洋之助	河原町	梶川 和生
〃	宮本 計温	〃	高田 三朗
湖南	福田 幸司	用瀬町	池本 和明
国府町	吉永 昇平	気高町	浜辺 信康
〃	山本 良文	青谷町	大石 剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 44号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 45号	買受適格証明(農地法第3条関係)について
議案第 46号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 47号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 48号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 49号	非農地証明について
議案第 50号	鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和7年度第10回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、14番の石谷委員から欠席の連絡があり、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号4番 砂川委員、5番 建部委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号64番から70番の7件でございます。 整理番号64番は、鹿野町岡木で売買による所有権移転です。 整理番号65番は、用瀬町古用瀬で売買による所有権移転です。 整理番号66番は、福部町湯山で売買による所有権移転です。 整理番号67番は、国府町国分寺で贈与による所有権移転です。 整理番号68番は、六反田で売買による所有権移転です。 整理番号69番と70番は、青谷町河原で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長		それでは、整理番号64番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		12月30日に谷口(和)推進委員、譲受人と私で現地確認を行いました。譲渡人は、県外に住んでおられるので処分したいということです。譲受人は、早期退職をされた農業をやる気になっておられ、農機具も自宅前に置いてありました。今回、申請された農地の一部に農機具倉庫を建てる予定であり、農地の集積も考えておられるようです。チェックシートに照らし合わせても何ら問題はありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号64番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号65番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		1月5日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。チェックシートに照らし合わせても問題なしと判断いたします。譲受人は、認定農家になるように頑張っておられ、耕作放棄地も耕作をしていこうという気

		持ちをお持ちです。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		池本推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号65番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号66番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月6日に濱田会長、平林推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で栽培ができなくなり、譲受人が試験的にらっきょを栽培されています。譲受人は他にも多くの借地で栽培されており、トラクター等の農機具も所有されておりますので、許可することに問題ないと判断いたします。
議	長	担当農業委員は、私ですが、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号66番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号67番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		1月6日に長束農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現在も譲受人が耕作をしている農地で、両側の農地も譲受人が所有している農地であることから、一体的に耕作できると思います。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、長束委員の報告をお願いします。
長束委員		福田(克)推進委員の報告のとおりで、私から補足はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号67番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号68番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		12月30日に福田(淳)農業委員、譲受人と私で現地確認を行いました。現地はちゃんと耕作をされていて綺麗な状態でした。農機具は、コンバイン、トラクターはお持ちで、田植え機は購入予定ということです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		譲受人は、農業をやる気に満ちていると感じましたので、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号68番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号69番と70番を一括して審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		この案件は、許可後に譲受人が2分の1ずつ所有するつもりの樹園地であります。12月25日に事務局、譲受人の2名と私で現地確認を行いました。現地は五本松果樹団地の一角に位置し、農道に接しており非常に便利で良い場所で、譲渡人が丹精込めて栽培されている果樹園でした。譲受人の2名は、県外から移住して、とっとりふるさと就農舎で研修生として約2年間、申請地で梨栽培に従事していました。二人とも認定新規就農者の認定を受けるべく、活動しております。栽培する木を決めて、2分の1ずつ所有されます。作業日数は年間200日以上で、通作も10分程度です。必要な農機具も所有しています。農薬も地域の防除基準を遵守することから、問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号69番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号70番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。以上で議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります (会長退出)

職務代理	<p>議案第45号は、会長の親族が申請人となっておりますので、会長に代わって議事進行をさせていただきます。</p> <p>議案第45号「買受適格証明（農地法第3条関係）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番と3番の2件でございます。</p> <p>いずれも同一の農地に対する競売の買受適格証明となります。</p> <p>いずれも農地法第3条第2項各号の許可することができない事項に該当していないため、農地法第3条の買受適格要件を満たしています。</p>
職務代理	整理番号1番と3番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	<p>申請地は、旧9号線沿いの通称梨狩りロードと言われるところにあります。道路に面した場所に駐車場があり、その奥に梨園となります。5年ぐらい前までは、栽培をされておりましたが、今は伐採され更地となっておりますが、見た感じよい場所だと思いました。</p> <p>整理番号1番は、1月5日に蔵内農業委員、事務局、願出人と私で現地確認を行いました。願出人は、福部町内でらっきょうと梨を栽培しており、もし、この土地が入手できたら、急斜面で栽培している梨をやめて、こちらで栽培したいとのこと。農機具も所有されており、問題ないと思います。</p> <p>整理番号3番は、1月8日に蔵内農業委員、事務局と私で、願出人に聞き取り調査を行いました。福部町内や鳥取市松原に農地があり、松原ではミカンを栽培されています。今回は、梨を知り合いに教えてもらいながら栽培するつもりで、耕作の意欲はあります。</p>
職務代理	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員	<p>今回の農地は、裁判所の所管で競売となった農地に対して、入札参加する場合は、農地法の許可を受けられる見込みがある者を証明した書類が必要となるため、証明書を発行するために審議するものです。</p> <p>状況については、谷口(泰)推進委員の報告のとおりです。</p> <p>整理番号1番の願出人は、これまでも果樹栽培をされており、取得後も梨栽培を予定であることから許可することに問題ありません。</p> <p>整理番号3番の願出人は、取得後に知人の協力を得て梨栽培をされるということで、許可することに問題ありません。</p>
職務代理	質疑・意見はございませんか。
柳田委員	二人が入札されようとしています。落札の判断は何で決められるのか。
蔵内委員	金額が高い方が最高買受人になります。
建部委員	2名に証明することになるのか。
福安委員	整理番号1番と3番となっておりますので、それぞれに対して審議するということがよろしいか。
職務代理	報告は、一括していただきましたが、審議及び採決は別々にします。
職務代理	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

職務代理	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
職務代理	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
職務代理 議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第45号「買受適格証明(農地法第3条関係)について」を終わります 議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号4番の1件でございます。 整理番号4番、申請地は叶、転用目的は進入路、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員	1月5日に藏内農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。申請地は集落内にあり、元々自宅へ進入路としてあったのですが、拡幅を計画したところ申請人が所有している農地のままで何もされていなかったことが分かって、今回の申請になったようです。
議長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏内委員	現地確認は、太田推進委員の報告とおりです。周辺農地は申請人が所有している農地であり、営農に支障はなく許可することに問題なしと判断いたします。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります 引き続き、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号21番と22番、一時転用8番の3件でございます。 整理番号21番、申請地は国府町玉鉾、転用目的は住宅建築、農地区分は農業公共投資対象農地に該当するので第1種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号22番、申請地は紙子谷、転用目的は駐車場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号一時転用8番、申請地は国府町雨滝、転用目的は風況観測器設置、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は一時転用です。
議長	整理番号21番を審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。

山本委員	貸主と借主は親子関係で、息子さんが家を立てるということです。分家住宅ということで、両側に住宅が建っている農地であり、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員	補足します。農業公共投資対象農地ですが、前面道路を挟んで殿ダムに伴う移転住宅地となっており、申請地だけが農地として残っていたのです。問題ないと判断させていただきました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号21番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号22番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員	1月6日に下田農業委員、事務局、申請人、その代理人と私で現地確認を行いました。現地は分筆予定の赤杭が打っており、分かりやすかったです。隣地に住む申請人家族の車が増えて駐車するところが足らなくなり、隣接する畑を駐車場にするものであり、地元区長と水利組合から同意書もあり、何ら問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員	有本推進委員の報告のとおり、集落内であり、周辺農地にも支障がないということで、転用許可と判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号22番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、一時転用の整理番号8番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉永委員	今回は積雪のために現地確認はできておりませんが、令和7年6月の案件の際に現地確認をしており、前回と同じようなところで、自治会所有の河合谷高原の元大根畑です。前回の隣の区画に別の観測器を設置するものです。現在は耕作をされておらず、何ら農地には影響はありませんし、チェックシートに照らし合わせても問題ないと思います。
議長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員	補足します。6月は予備観測みたいなもので、風の通りが良かったようで、鉄塔による観測をするようです。一時転用ですので、前回同様に許可してもよいかと思いま

		す。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用8番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります 引き続き、議案第48号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号4番の1件でございます。 整理番号4番、申請地は国府町大石、転用目的は公共工事の資材置場と現場事務所、変更内は工期延長に伴う期間延長、一時転用期間は令和8年3月23日までです。
議	長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉 永 委 員		工期延長に伴う計画変更ですので、現地確認はしておりませんが、何ら問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員		今回の申請での現地確認はしていませんが、農地パトロールで状況は確認しております。この辺りは多くの箇所では壊れており、工期内では完了できなかったためだと思っております。業者も一生懸命に工期内で終わろうとしておりますし、公共工事ですので、認めてよいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第48号「農地転用事業計画変更について」を終わります。 引き続き議案第49号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号109番から119番の11件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	隣接しておりますので、整理番号109番と110番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		12月26日に現地確認を行いました。現地は109番と110番は隣接している竹林で境界はわかりませんでした。非農地証明しても農地行政上も支障はなく問題ありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号109番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号110番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号111番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		1月8日に現地確認を行いました。■■■と■■■は、B判定しています。■■■と■■■は杉の木があり、■■■は竹藪、■■■はB判定をしている区域内です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号111番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号112番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		1月5日に田淵農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。申請地は住宅の玄関前面部であり、進入路や生垣など住宅の一部になっています。住宅も40年以上経過しており、その頃から今と同じ状況だということです。申請地は周りを建物に囲まれており周辺農地には影響を及ぼすこともありません。以上のことから、非農地にしても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号112番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号113番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		12月25日に竹森農業委員、事務局、代理人と私で現地確認を行いました。現地は20年以上前から農地として利用されておらず、北側と南側に建物が建ち、東側は道、西側は空き地です。非農地にして影響を与えるようなところではなかったです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号113番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号114番を審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮本委員		1月7日に現地確認を行いました。安蔵スキー場があるところで、年明けの積雪で除雪はされておらず、通行できない状況でした。タブレットや航空写真で確認して、山林地帯の中で、周りは登記も山林となっており、申請地だけが農地のままだったようです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号114番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号115番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川島委員		1月5日に蔵内農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。30年以上前から耕作されておらず、碎石を敷いて駐車場として活用されていました。当時も多くの車が駐車されていました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号115番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号116番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		1月6日に濱田会長、平林推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。3条申請された隣地で、平成14年に農業用倉庫を建てて現在に至っており、非農地にしても問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号116番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号117番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		申請人が相続した土地で、■■■は原野、■■■から■■■は雪で現地は見れませんが添付された写真で原野と判断し、非農地にしても差し支えないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号117番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号118番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		1月6日に濱田会長、谷口(和)推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は昭和52年の土地改良事業の際に分筆され、その後市道の拡幅で残った土地を埋め立てたものであり、農地行政上も特に支障はないと認められる土地で、何ら問題はないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号118番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号119番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員		1月7日に中村農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。すべての土地が、山林か原野になっており、非農地として承認してもよいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号119番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第49号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第50号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田436,398.19㎡、畑が34,489㎡、樹園地が2,594㎡の合計473,481.19㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権129件、使用貸借による権利184件、所有権移転が1件の合計314件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

議	<p>議長 議案第50号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	<p>議長 以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第10回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時11分</p>